

安全保障理事会議長声明

「女性および平和並びに安全」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2012年2月23日に開催された、安全保障理事会の第6722回会合において、安保理議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、女性および平和並びに安全に関する諸決議1325(2000)、1820(2008)、1888(2009)、1889(2009)および1960(2010)並びに全ての関連する安保理議長諸声明の完全且つ効果的な履行に対する安保理の公約を再確認する。

安全保障理事会は、「紛争に関連した性的暴力」と名付けられた事務総長報告書(S/2012/33)について彼に感謝しまたそこに含まれた分析と勧告に留意する。

安全保障理事会は、特に、政治的な動機づけのために、文民を性的暴力の計画的な標的とすることおよび戦争の戦術としてのその使用を含む、武力紛争中並びに紛争後の状況における、性的暴力の事件、傾向および様式について深く懸念する。安保理は、性的暴力が女性と少女に不釣り合いに影響することに、そしてまた男性および少年にも影響することに、懸念を持って更に留意する。安保理は、性的暴力の行為が女性の社会への主要な貢献を大きく損なうのみならず、包括的なそして持続可能な和平プロセスに挑戦することを強調する。

決議1960(2010)の完全な履行の文脈において、安全保障理事会は、武力紛争および紛争後の状況並びに決議1888(2009)の履行に関連した他の状況における性的暴力に関する監視、分析および報告協定(MARA)を通じた継続した時宜を得た、検証された且つ正確である情報収集の必要性を強調する。そのことはより良い情報を与えられた討議に貢献しまた対象を特定した且つ段階的な措置を含む、実現可能な適切な行動についての安保理の審議を支援するであろう。安保理は、情報収集および報告に対する対処方法は、安全且つ道徳的に正しい実行に固執すべきでありまた常に被害者の尊厳を維持すべきであることを強調する。

安全保障理事会は、戦争の戦術として若しくは一般住民に対する広範な又は組織的な攻撃として性的暴力が使用された場合には、性的暴力に対する予防、早期警戒および効果的な対応の重要性を強調する。

安全保障理事会は、国連平和維持活動に対し、性的暴力をより効果的に防止する参考用の道具として、平和維持活動の実行を集めている紛争時の性的暴力に対する国連行動による出版物を、適切な場合には、作成することを奨励する。

安全保障理事会は、全ての紛争当事者に対し、あらゆる形態の性的暴力の禁止を含む、適用可能な国際法の下でのその義務を完全に遵守することを促す。安保理は、武力紛争下および紛争後の状況における国際人道法並びに国際人権法を含む、適用可能な国際法の全ての違反、とりわけ性的暴力行為について、安保理の強い非難をくり返し表明する。安保理は、即時的効果をもって、そのような行為の完全な

停止を促す。安保理は、行為者に対する刑事責任の免除が、現行の制度における信頼を損ないまた不安定を促進し得ることに留意する。

安全保障理事会は、女性および少女に対して犯された国際的に関心のある最も重大な犯罪に対する刑事責任の免除に対する戦いが、国際刑事裁判所、アド・ホックおよび混合法廷並びに国内法廷の特別裁判部の活動を通して、強化されてきたことをくり返し表明する。安保理は、刑事責任の免除と戦う安保理の取組を高めまた適切な方法で女性と少女に対する重大な犯罪に対する責任を支持する安保理の意図をくり返し表明し、また国内、国際並びに混合刑事裁判所および法廷、真理並びに和解委員会および被害者に対する国の賠償計画、制度的改革および伝統的な紛争解決制度を含む、考慮されるべき最大限の司法および和解手続に注意を払う。

安全保障理事会は、加盟国と国連システムに対し、武力紛争および紛争後の状況における性的暴力が、被害者、家族、地域共同体並びに社会に与える影響についての意識を喚起し続けることを奨励する。安保理は、地域共同体からの排除若しくは他の差別的な実行を導き得る性的暴力から生き残った者に対する社会の否定的な態度に対抗することの重要性を強調する。

安全保障理事会は、国連システムの支援を得た加盟国および他の関連する利害関係者に対し、性的暴力の被害者、とりわけ農村部の者に対する、保健医療、心理社会的支援、法的援助および社会・経済的
社会復帰へのアクセスを増やすことを求める。安保理は、そのような事件が安全に報告され得ることを確保する重要性を強調する。

安全保障理事会は、加盟国が国際連合平和維持活動に対し大多数の女性の軍事および警察要員を展開するよう奨励し続けまた全ての国連軍事、警察要員並びに他の要員が、その責任を実行するために、性的およびジェンダーに基づく暴力を含む、適切な訓練を提供されるべきことをくり返し表明する。安保理は、全ての国際連合要員による性的搾取および虐待に関するゼロ・トレランス政策を履行する取組を継続し且つ強化する事務総長の取組を承認する。安保理は、諸決議 1888 (2009)、1889 (2009) および 1960 (2010) において求められたような、国連ミッションに対する女性の保護アドバイザーの展開を期待する。

安全保障理事会は、紛争の予防および解決並びに平和構築における女性の重要な役割をくり返し表明する。安保理は、公式な和平プロセスにおける女性の継続的な参加不足に懸念を持って留意しまたこの参加不足に対処する事務総長の取組を認識する。これに関連して、安保理は、安全保障理事会決議 1325 (2000) に従って紛争予防と解決に関連した意思決定における女性の役割を増加させる総会決議 66/130 (2011) においてなされた呼びかけをくり返し表明する。

安全保障理事会は、和平プロセス、仲介努力、停戦および和平協定の、とりわけ安全取極、移行期正義並びに賠償の規定において、最初から性的暴力の問題に対処する重要性をくり返し表明する。安保理は、仲介者および停戦監視人が性的暴力の対処方法について適切に訓練されることの必要性を強調する。

安全保障理事会は、治安部門改革活動および国内治安関係者の訓練、検定並びに能力構築を含む、取

極の文脈において、武力紛争および紛争後の状況における性的暴力に対処することの重要性を強調する。

安全保障理事会は、関連する安全保障理事会決議に従って職務権限を遂行する紛争における性的暴力に関する事務総長特別代表の活動を賞賛する。安保理は、事務総長特別代表の職務権限と女性および平和並びに安全の議題に貢献している、紛争における法の支配／性的暴力の専門家チームの職務権限の重要性を強調する。安保理は、特別代表に対し、その職務権限に一致した説明と情報を提供し続けることおよび事務総長に対し適切な行動を勧告することを招請する。